特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	小児慢性特定疾病医療費支給認定に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の小児慢性特定疾病医療費支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和7年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ・	イルを取り扱う事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の認定に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病の患者に対し医療費を助成する。 ・Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に使用する。 ・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・対象者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・対象者が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えてマイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、難病等医療費助成システム、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファ・	イル名
小児慢性特定疾病受給者	音証交付者ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 (以下「番号法」という。)第9条第1項 第19条6号 別表の8項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条2項
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の36の項、71の項及び112の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第44条第1号二、及び同条第2号から第5号まで [情報照会] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の10の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号
5. 評価実施機関にお	i ける担当部署
①部署	健康福祉部保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開	示・訂正・利用停止請求
請求先	個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファ	イルの取扱いに関する問合せ
連絡先	岐阜県健康福祉部保健医療課 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8275
9. 規則第9条第2項の	の適用 []適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年3月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目	評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	及び 及び	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ර]		<選択肢> 1)特に力を入れて「 2)十分である 3)課題が残されて「				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ර]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネッ	ットワークシステ	ムを通じ	た提供を除く。)	0]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ε]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]		<選択肢> 1) 特に力を入れて「 2) 十分である 3) 課題が残されて「				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ა		<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(

7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	バー登録や副本登録の際には 4情報又は住所を含む3情報は 特定疾病医療費の認定に関す	ま、本人からのでによる照会を行ける事務では、」 れの局面におい分であると考えで 号及び本人情報 申請書等の保管	⊌のシステムへの入力 管				
9. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇]内部	『監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育	·啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策	1]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	等編)に則り、漏えい・滅失・毀とともに、特定個人情報ファイる。また、委託契約において、 を定めている。	役損を防ぐための ルの滅失・毀損 情報セキュリテ	個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関の物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じる が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管していったに関すること及び個人情報の取扱いに関する特記事項 人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分であ				

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	関における担当部署(2)所属	保健医療課長 小山 貴弘	保健医療課長 稲葉 静代	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
平成29年10月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	 事後	特定個人情報保護評価指針
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対	2018/4/1	2019/3/31	 事後	に定める重要な変更に当たら 特定個人情報保護評価指針
	象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2.取				に定める重要な変更に当たら 特定個人情報保護評価指針
平成31年4月1日	扱者数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/3/31	事後 	に定める重要な変更に当たら
平成31年4月1日		平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後 ——————	
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の	・行政手続における特定の個人を識別するため	・行政手続における特定の個人を識別するため	 事前	に定める重要な変更に当たら 特定個人情報保護評価指針
	利用 法令上の根拠 I 関連情報 4.情報提供	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 [[情報提供]	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 [情報提供]		に定める重要な変更に当たら 特定個人情報保護評価指針
令和3年9月1日	ネットワークシステムによる情 Ⅱ しきい値判断項目 1.対	・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、5	・番号法第19条第8号 別表第二の36の項、7	事前 —————	に定める重要な変更に当たら 特定個人情報保護評価指針
令和4年4月1日	象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後 ————	に定める重要な変更に当たら
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和5年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和6年11月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対	← 令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	——————— 事後	特定個人情報保護評価指針
令和6年11月13日	象人数 いつの時点の計数か Ⅱ しきい値判断項目 2.取	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	 事後	に定める重要な変更に当たら 特定個人情報保護評価指針
	扱者数 いつの時点の計数か				に定める重要な変更に当たら
令和6年11月13日		平成31年1月 様式2	令和6年10月 様式2 判断の根拠: マイナンバー利用事務における	事後 ————————————————————————————————————	 特定個人情報保護評価指針
	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業		マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラ	事後	に定める重要な変更に当たら
	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策		判断の根拠: 岐阜県情報セキュリティ基本方針及び特定個人情報の適正な取扱いに関する	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和7年2月7日	I 関連情報 3.個人番号の 利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の8項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条2項	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和7年2月7日	ネットワークシステムによる情	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の36の項、7 1の項及び112の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19条第1号二、同条第 2号から第5号まで、第44条第1号二、及び同 条第2号から第5号まで [情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第8条各号	[情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の36の項、71の項及び112の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第44条第1号二、及び同条第2号から第5号まで [情報照会] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の10の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令第8条各号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和7年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病の患 者に対し医療費を助成する。	電野で現代を ・ パ里福祉法に基づる、小児慢性特定疾病の思 者に対し医療費を助成する。 ・ Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連 携に係る公費医療費助成事務に使用する。 ・ 情報連携のため、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象 者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行 う。 ・ 対象者は、マイナポータルを介して、自身の本 事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得 /閲覧が可能となる。 ・ 対象者が、医療機関受診時に公費医療費助 成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証 に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格 確認端末で用いることにより、資格情報を医療 機関が取得/関管するニとが可能となる。	事前	重要な変更に当たらない(事 務内容の変更)
令和7年9月30日	報ファイルを取り扱う事務 ③	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、難病等医療費助成システム		事前	重要な変更に当たらない(利 用システムの変更・追加)
令和7年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の		・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 第19条6号 別表の8項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令 第7条2項	事前	
	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	
令和7年9月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和7年9月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつの時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。